

臨床検査を終了した残余検体の 業務、教育、研究のための使用についてお願い

当院では残余検体を、厚生労働省の*倫理指針を順守したうえで下記に示す業務に使用することがあります。

ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

*倫理指針:人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日)

● 残余検体とは

目的検査終了後に残った検査検体(血液・尿など)のことです。

当院では通常、再検査・追加検査のために一定期間保管し、その後廃棄されます。そのうちの一部を下記に示す業務に使用することがあります。

● 残余検体を使用して行う業務

1. 分析装置、試薬等の新規導入、分析法の検討
2. 臨床検査値の基準範囲(正常値)の設定、確認
3. 異なった測定機器間のデータ確認
4. 学生実習

● 使用方法

検体の情報から、氏名・生年月日・住所・患者IDなどの個人を識別する情報を取り除いたかたちで使用します。

● 使用承諾について

残余検体の使用にご承諾いただけない方は、職員にお申し出ください。

長岡赤十字病院 医療技術部 検体検査技術課
技師長 山崎 明